

<祈りのすすめ>

「わが先祖たちの神よ、あなたはわたしに知恵と力とを賜い、今われわれがあなたに請い求めたところのものをわたしに示し、王の求めたことをわれわれに示されたので、わたしはあなたに感謝し、あなたをさんびします」。(ダニエル書第2章23節)

バビロンの王ネブカデネザルは、夢解きだけではなく、夢そのものの内容を告げさせるという無理難題を布告し、大いなる怒りをもって國中の知者を滅ぼそうとする狂気の命令を下しました。私たちがここで見なければならないのは、ネブカデネザルの頑迷さ・凶暴さであるよりは、神がダニエルを立てて、このような残虐非道な支配者からも「まことに、あなたがたの神は神々の神、王たちの主であって、秘密をあらわされるかただ」(2:47)という告白を引き出したもうたことでしょう。

もちろん、ネブカデネザルが「私の神」と言わずに「あなたがたの神」と言うに留まったこと、さらに続く3章で、彼が金の像を造って民に偶像崇拜を強要したことを見るならば、彼がこの告白を自らに適用しようとしなかった罪は大きいと言わざるを得ません。告白自体は間違っていなかったのですが、その告白にふさわしく生きるための日々の修練が欠けていたということ指摘しなければなりません。

私たちがここで学ばなければならないのは、御言葉と祈りによっておのれを整えるのでないならば、信仰告白自体は神に栄光を帰するものであったとしても、それに誠実に生きようとしなない者らは自らに裁きを

招来するほかないということです。私たちはいま、これまでに公にしてきた日本キリスト教会の信仰の告白にふさわしく生きていくかどうか、改めて自らを吟味しなければならぬのではないのでしょうか。

ところが、自己点検を始めた途端、私たちはダニエルとは違って、知恵も力も持ち合わせない惨めな存在であることを認めなければならなくなります。しかしその一方で、私たちには、ネブカデネザルの夢の啓示とは比べものにならない、神の御子、イエス・キリストのあがないの確かな御業が明示されていることを知ることになるはずで、この恵みが御言葉と聖晩餐によってありありと示されていることに、私たちは感謝をもって応答しなければなりません。私たちは、こうしてダニエルをはじめ、旧約の民らが遙かに望み見ていた救いがすでに成就し、その大いなる御業がほかならぬ私たちにこそ適用されているという事実を、喜びをもって確認するに至るはずで、

ダニエルは冒頭に掲げたとおりの、先祖の神が自分自身に与えて下さった知恵と力とに対して心からなる感謝の祈りを捧げました。私たちもまた、主イエス・キリストご自身を受け取っている神の民として、同じ祈りを祈ろうではありませんか。

<祈り>

父なる神さま、御子イエス・キリストを私たちに与え、主にあつて生きる喜びを味わわせてくださっている恵みに感謝します。私たちが、日々、この恵みのうちに生き、キリストの証人としての使命を全うすることが出来るように、御霊の導きをこいねが希います。主の御名によって祈ります。(靖国神社問題特別委員会委員・東京告白教会長老 小塩海平)

新シリーズ『いま なぜ 大嘗祭か』を読みなおす (5)

芳賀繁浩 (豊島北教会牧師)

Q4 現憲法にそぐわない「大嘗祭」をなぜ行おうとするのですか?

A 「大嘗祭」は、現憲法の下ではいかなる法的根拠も持たないばかりか、神格天皇を裏づける儀礼であるため、すでに 1947 年に廃止されたものです。これをいま改めて取り上げることは、理性と良心に反し、国民主権を定めた民主主義体制にまっこうから対立する儀式を強行することになります。

「大嘗祭は、皇室神道の最高祭儀であり、天皇自ら祭司となる祭りである」という考え方は皇室神道の考え方で、宗教そのものです。そして、そのような宗教と国家が結びつくことを現在の憲法ははっきりと否定しています(憲法 20 条 政教分離原則)。わが国の憲法に政教分離原則が厳しく規定されているのは、侵略戦争の思想的根源である国家神道体制を解体し、再びこの宗教が国家と結びつくことがないように定められたからです。

憲法第 89 条では「公金その他の公の財産は、宗教上の組織もしくは団体の使用、便益もしくは維持のため、または公の支配に属しない慈善、教育もしくは博愛の事業に対し、これを支出し、またはその利用に供してはならない」と述べて、神道儀式のための支出を禁じています。「大嘗祭」は神道祭儀そのものですから、この費用を国から支出することはできません。もしこの祭儀を他の宗教と区別して「特別」なものとするならば、それは戦前の国家神道体制(天照大神を祭る伊勢神宮を中心とする皇室神道を、他の宗教と区別して、国民すべてがその個人の宗教のいかんにかかわらず拝むべきものと強制した)を復活させることになります。

Q4-1 先の代替わりに際して大嘗祭は行われたのですが。

A 大嘗祭は国民主権、基本的人権、平和主義を理念とする現憲法とは相容れないものです。にもかかわらず、1989-1990 年の代替わりでは、1947 年に廃止された登極令に基づく形で行われました。

Q4-2 それはなぜですか。

A 現憲法に基づく天皇の代替わりのあり方が充分検討されず、ふさわしい儀式のための立法等がなされなかったためです。そのため、旧憲法下に準じた儀式が行われてしまいました(Q1-1 参照)。

Q4-3 どうして検討がされなかったのですか。

前回の代替わりが天皇の死去によるものであったため、国会での質疑は、天皇の死を前提とした議論はふさわしくないとの政府答弁に終始し、議論が深まりませんでした。

また、天皇制そのものの廃止を主張する立場からは、憲法の理念にふさわしい代替わり儀式というものはありえず、そのような議論は天皇制の容認につながるとして、議論を避ける動きもありました。

こうした議論の空白を衝いて、現在の「神道政治連盟」や「日本会議」につながるグループが政府に強く働きかけた結果、旧憲法下の大嘗祭に準じた儀式が行われたと考えられます。

Q4-4 それに対しての批判はなかったのですか。

A4-4 各地で違憲訴訟が提起されました。その中には日本キリスト教会の教師や会員が原告となったものも少なくありません。現時点で勝訴判決は得られていませんが、敗訴の理由としては、国費の支出が原告に直接不利益を与えない、目的効果基準に照らして政教分離に反しないという判断によるものであり、これをもって大嘗祭が合憲であるということではできません。

じっさい、1995 年の大阪高裁判例では「大嘗祭が既に終了しており、原告に不利益を与えない」との主旨で訴えを斥けながらも、傍論において大嘗祭について「憲法違反の疑いは一概に否定できない」と指摘しています。

今回の代替わりに際しても、国費支出の差し止めと損害賠償を求める訴えがすでに東京地裁に起こされています。(芳賀 繁浩)

「沖縄と天皇」…沖縄の終戦記念日を迎えて…

川越弘（沖縄伝道所牧師）

6月23日、沖縄は終戦記念日を迎えます。沖縄にいと、74年前の沖縄戦を受け継いで今日を生きているという感覚が強く、この事実を意識していることが常に求められます。

1879(明治12)年、琉球が処分(帝国日本による強制植民地所属)されて以来、沖縄の人々は、天皇の臣民になじまない「琉球属民」として、蔑みの中で皇民化教育をされてきました。

そして1945年1月20日、大本営(天皇の命令)は、「皇土である帝国(日本)本土を確保」するために、敵に出血消耗させる犠牲としての沖縄戦を計画しました。当時の首相近衛文麿は、天皇に「敗戦は必至である。国体護持の立場から戦争終結の方途を講ずべき」と上奏しましたが、天皇は「もう一度戦果を挙げてから」と言って、沖縄戦に突入しました。こうして時間稼ぎをして、秘密裡に天皇家族を護る長野の松代大本営の建築工事を進めたのです。この時戦争が終結していれば、沖縄戦・全国各都市への空襲・広島・長崎の原爆投下はなかったのです。

こうして大本営は、沖縄戦を天皇制国体護持の「捨て石」作戦として、唯一の地上戦を行いました。住民と戦闘地域が一体となっていたので、住民は日本軍と共闘することを命じられ、まるで奴隷か家畜のように日本軍の壁とされたのです。日本軍は、共に行動する沖縄住民が軍隊の事情を知っており、天皇への畏敬心や国家意識が乏しく、日本人にわからない沖縄語を語るために、敵軍のスパイとして危険視していました。

沖縄戦の結果、日本軍94000人、アメリカ軍12500人が戦死し、軍人・軍属に徴用された沖縄の青年28200人のほか、非戦闘員である女性・子供・老人の94000人が戦死しました。その中には日本軍が沖縄住民を殺害した数は271人(161件・泣くと敵に知られる理由で射殺された幼児を含む)、日本軍による壕追い出し109件(被害者200~300人、行方不明者83人)。「鬼畜米英に殺されるより、天皇のために死ぬことが崇高な生き方」と思い込ませられ、軍命令によって強制的集団自決した死者814人(33件)。日本軍による朝鮮人虐殺107人(21件)、重病患者の理由で手榴弾や薬品で処置(殺害)させられた者5000~6000人、マラリヤで死んだ者

4348人がいるのです。

戦後、裕仁天皇は、沖縄の土地を米国に基地として提供するメッセージを送り、自ら日米安保条約・日米地位協定の基礎をつくりました。連合国(極東委員会)から天皇制を擁護する目的があったからです。米国も極東における自国のプレゼンスのために有益とし、こうして対米従属国日本になったのです。

サンフランシスコ講和条約で沖縄が切り離された時、日本政府は「戦傷病者戦没者遺族等援護法」(援護法)を成立させました。国と靖国神社は、戦後の貧しかった沖縄住民に「援護法」を適用して資金を提供し、沖縄戦の真実を曲げたのです。この適用は軍人軍属に限られていますが、戦争被害者である沖縄の一般住民を日本軍戦闘に主体的に協力した「戦闘参加者」としたのです。軍が住民から食料を略奪した被害者を「食料供出者」に、軍から壕を追い出された被害者を「壕の提供者」に、日本軍から殺された零歳児の赤ちゃんや、軍命令による「強制集団死」者を天皇のために自ら尊い命を捧げて「自決」した者にし、「国と雇用類似関係」なる「準軍属」に認定して「援護法」の対象とし、補償金でなく「援護資金」を支給したのです。補償金は国の責任としての賠償金ですが、「援護法」は貧しい被災者を助ける「見舞金」です。さらに戦争被害者一般住民を靖国神社の「英霊」に合祀して、天皇による戦争責任を不問にしてきたのです。

今日、戦前の国家体制に憧れを抱いている政治家や文化人等は、「集団自決」(集団強制死)を崇高な天皇崇拜精神に基づく殉国死として用いようとしています。与那国自衛隊配備から始まる米軍と日本の自衛隊との共同防衛に、「官軍民一体」のモデルにしようとするのです。

明仁天皇は皇位継承する時、裕仁天皇の意思を継承しました。これまで何度も沖縄を訪問して「痛切な気持ちを表す」ことで戦争の責任を取った表現をして、戦後を終結しようとしています。追悼をしても一度も「謝罪」はしていません。徳仁天皇になっても、この国の最大の戦争責任は天皇に継承されております。

沖縄から天皇を視る時、これらのことをいつも身近に覚えていなくてはならないのです。

○辺野古の県民大行動に500人 工事強行に怒り

「名護市辺野古の新基地建設に反対する「県民大行動」が11日、米軍キャンプ・シュワブのゲート前テントであった。参加者からは新基地建設に反対する候補者が当選した衆院沖縄3区補選後も、強行する政権に対して憤る声が上がった。県内外から少なくとも500人以上が参加した。・・・」(琉球新報電子版5.11)

*500人といっても都市圏ではなく、交通不便な離れた地域への結集である点に留意されたい。

○政治装うヘイト、条例で規制を 川崎市で市民が抗議

「休日の川崎駅前が再び怒声に包まれた。12日、差別・排外主義を掲げる極右政治団体「日本第一党」の街宣活動に対し、100人を超える市民が抗議に駆け付けた。4月の統一地方選で「選挙に名を借りたヘイトスピーチ」が批判を集め、候補者全員が落選した第一党。政治運動と称して活動を続ける執拗(しつよう)さに規制を求める声は一層高まった。「存在自体が地域住民の脅威。自らの言動に反省も謝罪もないまま活動を続けるなど赦されない」。ヘイトに対抗するカウンターとして集まった市民は約50分間、第一党のスピーチを抗議の声でかき消していった。「彼らの主張が一切聞こえず、安心した」。様子を見に足を運んだ在日コリアンの女性は、胸をなで下ろした。・・・」(神奈川新聞5.13)

*川崎市がヘイト攻撃の狙い撃ちにされ、在日大韓基督教川崎教会もその中で苦闘している。

○各中会のヤスクニ問題関係委員会

★北海道中会 ヤスクニ・社会問題委員会
渡辺輝夫(委員長・夕張)、稲生義裕(札幌豊平)、加藤正勝(滝川)、塗芳一(琴似)、谷内由紀江(白石):公開学習会Ⅱ「あなたが気づかないだけで 神様もゲイもいつもあなたのそばにいる」~僕がゲイ・クリスチャンでよかったこと~、講師;平良愛香牧師(日本キリスト教団川和教会)2月25日札幌豊平教会で、51名参加。

★東京中会 靖国神社問題特別委員会
上山修平(委員長・横浜海岸)、糸広国(書記・大和)、小野共幸(会計・習志野教会)、芳賀繁浩(豊島北):第3回公開学習会「天皇の<代替わり儀式>とわたしたち~大嘗祭・即位の礼の何が問題なのか」講師:中島三千男(神奈川大学名誉教授)、2月22日(金)、柏木教会、参加者46名:靖国神社スタディツアー 2月16日(土)、案内と解説:伊藤明彦(横浜長老教会長老)、参加者10名:靖国神社スタディツアー 7月16日(火)、案内と解説:芳賀繁浩(豊島北教会牧師)、〔予定〕

★近畿中会 教会と国家に関する委員会
井上 豊(委員長・広島長束)、山本盾(書記・尾道西)、堀江法夫(会計・大垣)、澤田磐雄(西宮中央)、2・11学習会「今問われる憲法と天皇制…この国でキリストに従うために」講師:遠山信和牧師(日本キリスト改革派静岡教会)、2月11日(月)、大阪姫松教会、参加者66名

★九州中会 ヤスクニ問題特別委員会
島田善次(委員長・宜野湾)、川越弘(書記・沖縄)、黄南徳(ファン・ナムドク・大韓イエス教長老会派遣・平和宣教師)、甲斐田一磨(八女)

5月2日(木)「東アジア平和センター・福岡」開設 福岡城南教会 主事 黄南徳宣教師

<編集後記>天皇関連の報道はうんざりするほどなので、割愛/国民の8割ほどが天皇に好意的というのは新しい危機的事態/戦争責任は「慰霊」では済まされない事実に向き合うのが靖国問題/ごまかされず、おじけず、歴史の主なる神を信頼して発言しよう。(K生)

773号ヤスクニ通信 2019年6月9日
発行 日本キリスト教会靖国神社問題特別委員会
発行人 古賀清敬、編集 小塩海平、
発行 芳賀繁浩(日本キリスト教会大会事務所)